

令和 6 年 5 月 3 0 日

保護者の皆様

府立出来島支援学校  
学校運営協議会 事務局

### 教員の授業その他の教育活動に関するご意見について

日頃から、本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、本校の学校運営協議会では、保護者の皆様の、教員の授業その他の教育活動に関するご意見につきまして、下記により承っています。本校教育活動を進めるうえで必要であるとお考えのご意見をお持ちの方は、趣旨をご理解いただいたうえでご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

### 記

#### 1 目的

保護者との連携およびご協力のもと学校運営を進めるとともに、保護者のご意見を取り入れながら、本校教育活動のさらなる向上を図っていきます。

#### 2 意見書の提出方法

##### (1) 意見書の様式及び入手方法

意見書については、大阪府の規則により様式が規定されています。様式は本校のWebページ (<https://www2.osaka-c.ed.jp/deki-jima-s/>) からダウンロードできます。また、お子さまを通じて用紙をお渡しすることもできます。意見書をご提出になる場合は、必ず定められた様式でお願いいたします。

##### (2) 意見書の送付方法 (次の①②のいずれかにかまいません。)

- ① 本校あてに、封書にて郵送してください。
- ② 本校来校時に、教頭に直接お渡しください。

#### 3 意見の取扱い

保護者からいただきましたご意見につきましては、学校運営協議会で調査審議のうえ、協議会の意見を付して学校長に伝えます。

#### 4 留意事項

- (1) いずれの場合も、お子さまの学年、組、名前及び保護者の名前、連絡先など、様式に定められた必要事項についてご記入ください。
- (2) 学校運営協議会へのご意見の提出は、文書による方法のみとなっております。電話や口頭による意見のお申し出はお受けできませんのでご了承ください。
- (3) いただいたご意見につきましては調査審議を行ううえで、学校運営協議会委員が必要と認める場合は、お申し出のあった方へ説明をお願いするなど、ご協力をお願いすることがあります。

#### 【学校運営協議会とは】

学校運営協議会は「学校運営協議会の設置等に関する規則」(平成30年大阪府教育委員会規則第5号)に基づき設置された機関で、大阪府教育委員会所管の全ての学校に置かれています。設置の趣旨は「保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を推進し、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むため、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する」こととされています。